R5.9.1 改(施行規程第1 所属	所で受付き	Eお願いします。		所属所受付印	共済組合受付印
		が成立の表現である。		受付	
<u> ☑ 傷 病 -</u>					
任意継続組合員の方は、		金を初めて受給開			
<u> ~999999~と記入して ^F</u>		を記入してくださ 月分から受給開始			
		ョカルら支配開始 額。12月分以降:			
コード 組合員証記号番号		12/3/3/04			票準報酬
$\begin{bmatrix} 090 & \triangle \pm 6 \\ 091 & \pm 6 \end{bmatrix}$	4 3	八十	サフ	標準報酬	標準報酬月額
所属所コード		らない場合は、		等級	$\mathcal{A}^{(A)}$
4 5 2 0 0 0	で何	いません。 		2 5	470, 000 _円
資格取得日	海粉日分2	1枚の請求書で	き求すること	傷病名	
年号 年 月 日	はできまt			\	
昭和:3 平成:4 4 0 1 0 4 0 1 令		1月10日から無約	給になり、請	00000	〇症
令和:5		は11月分請求に			
業 年号 年月月日 1 1 1 2 3 4 5 6 7 8 8 8 9 1 1 1 2 2 3 4 4 5 6 7 8 8 9 9 1 1 1 1 1 1 2 2 2 3 4 4 5 6 6 7 8 8 9 9 1 1 1 1 1 1 2 2 3 4 4 5 6 7 8 8 8 <td></td> <td>己載して請求して</td> <td></td> <td>日年号</td> <td>請求期間(至)</td>		己載して請求して		日年号	請求期間(至)
	立 立 立 1 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			日 年号	年 月 日
平成:4 5 0 3 0 6 0 3 	文····································	3 0 6 1 0 令和	: 5 5 0 5 1 1	1 0 令和:5	5 0 5 1 1 3 1
令和:5		央定額※	支給開始日※		
327, 520 _円			令和 年 月	日 令和	ロ 年 月 日
	日		<u> </u>		
障害厚生 年金額 1,184 ,	<u>円</u> 障 :		780, 100 円 階	金額	円
(共済) 年 金 支給開始 年号 年	月基础	五沙四九	年 月 新		び介護保険法に
	4 1 1 1	平成:4			けている(見込
年金額			介護保険法		場合、該当欄を
老齢厚生	円	被保険者番号	保険者	記入してくだる	
年 金 支給開始 平成・4	. 月	_			
年月 一			「請求期間(至)		
(傷病名:	0000		の日付で証明をst ハ。	受けてくたさ	きない状態であったこ
			/ 10		
療養のため 令和 5 動 務 で き	年 12 月	10 ⊨			
数 が こ と	1	主 所 津 市	5000町00	0-00	
に 関 す る 医師の証明	元				
	医師[医療機関名 🖊 🔼	3 <u>44</u> 999	二重	(印)
公務によらない病気又		名 三	重完治的	ß 🖭	
により、療養のため引					
地力勤務に服することがで)規定に基づき、上記		-	ケムぶ
場合は、支袖した場所チョ金のファ		年金若しくは障害一 トる分を速やかに返納		スは巡禰(老師)*	十一並 //・
傷病手当金の決定・給付に当たり				供を受けることに「	司意します。
公立学校共済組合三重支部長	様				
令和 5 年 12 月 11	В	= 51	4 – 8570		
	• • •	•	▼ 0070 賃県津市広明田	T13番地	
1	請求者	氏名 公			
	-1. ·1		<u> </u>		DΛ
		TEL U	- ZZ4	- 298 	ד יס
上記の記載事項は、事実と相違な	よいものと認め	ります。			
令和 5 年 12 月 11	目				
		職 名 津 市	方立共済小学校	· 長	
7	所属所長				
ĺ ,	21 /F9 /21 X	• • • •	利 一 良	•	00
(市町費職員は任命権者であるこ	上)	TEL (59 – 224	- 298	D y
添付書類及び注意事項については裏		 ごさい。			共済組合使用欄

※印欄は共済組合使用欄のため記入しないでください。

	令和 5 年 11 月 1 日 から 令和 5 年 11 月 9 日 までの勤務しなかった期間について、(根拠条例等 公立学校職員の給与に関する条例)に基づき
給	給料の 全 部 及び諸手当の 全 部 を支給しなかったとを証明します。 一 部 今回請求する期間について 今回請求する期間について
与支給	令和 5 年 11 月 10 日 から 令和 5 年 記入してください。 までの勤務しなかった期間について、(根拠条例等 公立学校職員で終与に関する。 公本書できます。
証明欄	全 部 及び諸手当の 全 部
	令和 5 年 12 月 11 日 けて記入してください。
	給与事務担当者(注1) 氏名 小中 一男 印
注 ·	1. 県立学校及び県教委事務局に所属する方の場合は、総務事務課担当者の証明が必要となりますので、「所属所 ⇒ 総務 事務課 ⇒ 共済組合」という流れで手続きを行ってくだ 事務担当者の認印を
	年金の受給及び他制度による給付について、以 <mark>押印してください。</mark> さい。
年	問1. 傷病手当金と同一傷病による障害共済(厚生)年金又は障害一時金(障害手当金)の受給権(請求予 定を含む。)はありますか。(注2) (は い ・ いいえ)
金及	問2. 退職共済(老齢厚生)年金の受給権(請求予定を含む。) はありますか。 (は い ・ いいえ)
び他制	該当する方に〇を付してください。 「はい」の場合は、表面の二重枠線 R険による給付を受けていますか。
度に	内の該当箇所を記入してください。 (は い ・ いいえ) いいえ) いいえ) いいえ) がいえ がいっと がいえ がいっと がいえ がっと (は い ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
よる給	定を含む。)(注3) (は い ・ いいえ) 問5.過去に公立学校共済組合三重支部以外で傷病手当金を受給していましたか。
付	(はい・ いいえ)
1/性	
確認欄	令和 5 年 12 月 11 日 組合員氏名 公立 花子
認	
褟	組合員氏名 公立 花子
認欄注注	組合員氏名 公立 花子 問1~問3について、「はい」と答えた方は、表面の二重枠内の該当箇所を記入してください。 2. 傷病手当金と障害共済(厚生)年金又は障害一時金(障害手当金)との調整については、障害共済(厚生)年金又は障害一時金(障害手当金)が優先して支給され、傷病手当金が調整されます。 傷病手当金が支給された後に障害共済(厚生)年金が決定された場合、傷病手当金の過払い分を返納していただきます。 3. 請求中、請求予定の場合で受給するに至った場合は速やかに連絡してください。
認欄注注	組合員氏名 公立 花子 問1~問3について、「はい」と答えた方は、表面の二重枠内の該当箇所を記入してください。 2. 傷病手当金と障害共済(厚生)年金又は障害一時金(障害手当金)との調整については、障害共済(厚生)年金又は障害一時金(障害手当金)が優先して支給され、傷病手当金が調整されます。 傷病手当金が支給された後に障害共済(厚生)年金が決定された場合、傷病手当金の過払い分を返納していただきます。
認欄注注	組合員氏名 公立 花子 問1~問3について、「はい」と答えた方は、表面の二重枠内の該当箇所を記入してください。 2. 傷病手当金と障害共済(厚生)年金又は障害一時金(障害手当金)との調整については、障害共済(厚生)年金又は障害一時金(障害手当金)が優先して支給され、傷病手当金が調整されます。(傷病手当金が支給された後に障害共済(厚生)年金が決定された場合、傷病手当金の過払い分を返納していただきます。 3. 請求中、請求予定の場合で受給するに至った場合は速やかに連絡してください。 地方公務員等共済組合法第68条第12項の規定に基づき支給機関に対して受給状況の確認を行うことがあります。 1. 出勤簿(勤務実績表)の写し(請求の都度) 2. 請求期間に係る給与明細の写し(請求の都度)
認欄注注	組合員氏名 公立 花子 問1~問3について、「はい」と答えた方は、表面の二重枠内の該当箇所を記入してください。 2. 傷病手当金と障害共済(厚生)年金又は障害一時金(障害手当金)との調整については、障害共済(厚生)年金又は障害一時金(障害手当金)が優先して支給され、傷病手当金が調整されます。 (傷病手当金が支給された後に障害共済(厚生)年金が決定された場合、傷病手当金の過払い分を返納していただきます。 3. 請求中、請求予定の場合で受給するに至った場合は速やかに連絡してください。 地方公務員等共済組合法第68条第12項の規定に基づき支給機関に対して受給状況の確認を行うことがあります。 1. 出勤簿(勤務実績表)の写し(請求の都度)
注:注:	組合員氏名 公立 花子 問1~問3について、「はい」と答えた方は、表面の二重枠内の該当箇所を記入してください。 2. 傷病手当金と障害共済(厚生)年金又は障害一時金(障害手当金)との調整については、障害共済(厚生)年金又は障害一時金(障害手当金)が優先して支給され、傷病手当金が調整されます。(傷病手当金が支給された後に障害共済(厚生)年金が決定された場合、傷病手当金の過払い分を返納していただきます。 3. 請求中、請求予定の場合で受給するに至った場合は速やかに連絡してください。地方公務員等共済組合法第68条第12項の規定に基づき支給機関に対して受給状況の確認を行うことがあります。 1. 出勤簿(勤務実績表)の写し(請求の都度) 2. 請求期間に係る給与明細の写し(請求の都度) 3. 休職の辞令の写し(初回請求時、休業期間に変更があったとき、復職時) 4. 当該傷病で初めて休職したときから請求期間までに出された休職辞令の写し(初回請求時) 5. 当該傷病で初めて休職したときから請求期間までの各年の出勤簿(各月の勤務実績表)の写し(初回請求時)
認欄 注 注 流付	組合員氏名 公立 花子 間1~問3について、「はい」と答えた方は、表面の二重枠内の該当箇所を記入してください。 2. 傷病手当金と障害共済(厚生)年金又は障害一時金(障害手当金)との調整については、障害共済(厚生)年金又は障害一時金(障害手当金)が優先して支給され、傷病手当金が調整されます。 (傷病手当金が支給された後に障害共済(厚生)年金が決定された場合、傷病手当金の過払い分を返納していただきます。 3. 請求中、請求予定の場合で受給するに至った場合は速やかに連絡してください。 地方公務員等共済組合法第68条第12項の規定に基づき支給機関に対して受給状況の確認を行うことがあります。 1. 出勤簿(勤務実績表)の写し(請求の都度) 2. 請求期間に係る給与明細の写し(請求の都度) 3. 休職の辞令の写し(初回請求時、休業期間に変更があったとき、復職時) 4. 当該傷病で初めて休職したときから請求期間までに出された休職辞令の写し(初回請求時)
記欄 注 注	組合員氏名
認欄 注 注 注 添付書	組合員氏名 公立 花子 問1~問3について、「はい」と答えた方は、表面の二重枠内の該当箇所を記入してください。 2. 傷病手当金と障害共済(厚生)年金又は障害一時金(障害手当金)との調整については、障害共済(厚生)年金又は障害一時金(障害手当金)が優先して支給され、傷病手当金が調整されます。傷病手当金が支給された後に障害共済(厚生)年金が決定された場合、傷病手当金の過払い分を返納していただきます。 3. 請求中、請求予定の場合で受給するに至った場合は速やかに連絡してください。地方公務員等共済組合法第68条第12項の規定に基づき支給機関に対して受給状況の確認を行うことがあります。 1. 出勤簿(勤務実績表)の写し(請求の都度) 2. 請求期間に係る給与明細の写し(請求の都度) 3. 休職の辞令の写し(初回請求時、休業期間に変更があったとき、復職時) 4. 当該傷病で初めて休職したときから請求期間までに出された休職辞令の写し(初回請求時) 5. 当該傷病で初めて休職したときから請求期間までの各年の出勤簿(各月の勤務実績表)の写し(初回請求時) 6. 当該傷病で初めて休職したときから請求期間までの各月の給与明細の写し(初回請求時) 7. 報酬支給額証明書(次のアからウに該当する場合)
認欄 注 注 注 添付書	##
認欄 注 注 注 添付書	組合員氏名